特記仕様書

業　務　名：令和８年度真嘉比遊水地管理業務委託(草刈等)

業 務 場 所：真嘉比遊水地

履 行 期 間：着手日から令和９年３月 26 日まで

１．目的

真嘉比遊水地の法面及び水路の除草等を行うことで、利用者が当施設で快適に過ごせるようにすることを目的とする。

２．業務概要

真嘉比遊水地内の中池・下池の法面及び水路の除草・伐採作業を行う。

※数量及び業務委託範囲は別紙参照

３．業務の実施

1) 業務箇所は遊水地内の作業であるため、遊水地多目的広場利用者及び通行人に危険のないように安全面には特に注意すること。

2) 本業務をすみやかに行うため、調査員が必要とする際には、直ちに対応が可能な体制を取ること。

3) その他記載のない事項に関しては、最新の沖縄県土木建築部監修「土木工事共通仕様書」「植栽工事共通仕様書」「植栽維持管理工事共通仕様書」に基づくものとし、管理基準に関しては、最新の沖縄県土木建築部監修、土木工事施工管理基準の各基準に基づくものとする。

４．主任技術者及び現場代理人

1) 現場代理人は、作業時において常時現場に配置可能とすること。

2) 主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置可能とすること。

・１級造園施工管理技士　　・２級造園施工管理技士

3) 現場代理人は、主任技術者（監理技術者）との兼任可。

4) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※恒常的な雇用関係とは、開札日以前に３か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

５．提出書類

請負者は、契約書に基づく書類のほか下記資料を提出しなければならない。

1) 業務計画書

2) 業務日誌

3) 写真管理表・・・施工前、施工中、施工後の現場写真を各工種毎にアルバムに整理して提出する。

4) 工程管理資料・・・実施工程表等

5) マニフェスト

6) その他監督員が提出を必要と認めるもの。

６．安全管理

1) 作業中は作業員の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カ

ラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。
作業中は、遊水地多目的広場利用者及び通行人に支障のないようにすること。

2) 剪定された草木等は、早急にかたづけ、利用者の迷惑にならないようにすること。また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適正な草木等の処理処分を行うこと。

3) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。

4) 移動式クレーンによる労働者の運搬及びつり上げ作業の禁止
事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない（クレーン等安全規則第七十二条）

７．除草方法
除草方法は、「植栽維持管理工事共通仕様書」に従って行うこと。

８．草木等の処分
処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督員と協議の上、運搬経路図・「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。

９．請負者賠償責任保険等
保険等の加入賠償責任保険等については、加入しなければならない。

１０．建設業退職金共済への加入
建設業退職金共済証紙購入状況報告書および領収書、共済手帳の受け払い簿・写しのなどの整備を行い、写しを提出すること。

１１．暴力団員等による不当介入の排除対策
1) 請負者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

１２．那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策
1) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければならない。

2) 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「１次及び２次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

4) 受注者はその旨、全ての当該工事等関連者に周知しなければならない。

１３．その他
この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。